会計理論学会 著作権についての申合せ

2022 年 8 月 4 日 理事会決定

(趣旨)

第1 この申合せは、会計理論学会(以下「学会」という)が発行する「会計理論学会年報」、「スタディグループ報告書」及び「報告要旨集」(以下「年報等」という)に掲載され、又は今後掲載される著作物(学会記を除く。以下「論文等」という)の電子化に際し、必要な事項を定めるものである。

(著作権の帰属)

第2 論文等の著作権は、著作者が、学会記及び年報等の編集著作物(データベースの著作物を含む)の著作権は、学会がそれぞれ有するものとする。

(利用権の許諾)

- 第3 著作者は、年報等の刊行を含む論文等の電子化のため、著作権のうち、複製権及び公 衆送信権についての非独占的利用権を、掲載決定時点で学会に対して利用許諾するも のとする。
 - 2 学会は前項で定める利用権について、第三者に対して再利用許諾できるものとする。
 - 3 論文等の電子化を希望しない著作者は、会計理論学会年報については会計理論学会年報編集委員会に、スタディグループ報告書については会計理論学会事務局に、それぞれ別紙1または2を提出することができる。当該申請がなされた論文等については電子化をしない。

(利用権許諾の対価)

第4 第3の規定に基づく権利の利用許諾に係る著作者に対する対価は原則として無償とする。

(著作者に対する利用許諾要請)

第5 第3の規定に基づき学会に許諾された論文等について、第三者から著作者に対して著作権の利用許諾の要請がなされた場合には、著作者自身の判断で要請に応じることができる。この要請に応じた著作者は、会計理論学会事務局にその旨を別紙3で連絡し、学会事務局はそれを記録として残すものとする。

(著書等への転載)

第6 第3の規定に基づき学会に許諾された論文等について、著作者は、自らの著書等に転載することができる。その際、原則として、著書等に年報等に掲載したことを記すこととする。

(不行使特約)

第7 著作者は、第3で定める利用許諾をした学会及び第三者に対して、 同一性保持権を主張しない。

(利用許諾の期間)

第8 第3で定める利用許諾をした権利の利用許諾の期間は、著作権の存続期間とする。

(利用許諾の対象地域)

第9 利用許諾の対象地域は全世界とする。

(著作権等の侵害および紛争処理)

- 第10 論文等に対して第三者による著作権侵害あるいはその疑いがあった場合、著作者は、 自らの判断と責任でその解決を図るものとする。
- 第11 論文等が、第三者の著作権その他の権利又は利益の侵害を生じさせた場合、著作者は、一切の責任を負うものとする。

(発効期日)

第12 この申合せは2022年8月4日に発効する。なお、本申合せの発効の日において既に編集作業にとりかかっている年報等の論文等は、本申合せの対象とする。

(協議)

第13 本申合せに定めのない事項または本申合せについて、学会と著作者間で解釈を異に した事項については誠意をもって協議の上解決するものとする。

附則

1 本申合せの発効に伴い、「転載許可」申請の手続きは廃止する。